

お客さま 各位

京都北都信用金庫

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金共通規定の改正について**

当金庫では、高まるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、以下の通り預金共通規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 改正する規定 …………… 「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」
2. 改正日 …………… 令和元年8月1日
3. 主な改正内容 …………… 以下の条文を新設、一部追加、変更いたします。

<p>「取引の制限等」の条項の新設</p> <p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>「解約等」の条項の一部追加、変更（下線部を追加、変更いたします）</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1) および(3)～(5) 省略</p> <p>(2) 下記の①～④の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定 8.（譲渡、質入れ等の禁止）(1) に違反した場合</p> <p><u>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p>

以上